

介護人材育成・確保支援事業



令和6年度取組内容

1.介護職の魅力向上

▶ 新たな人材の確保に向け、介護の仕事への理解促進・イメージアップを図る

【事業概要】

- (1)介護職理解促進事業 【拡充】 市内中学校と連携した出前事業等に取り組む。令和6年度はさらに<u>小学校へ対象を拡大</u>し、介護の仕事の理解促進とイメージアップを図る。
- (2)介護の仕事魅力発信事業 【拡充】民間事業者によるイベントやはたちのつどい、市報等の広報ツールを通じて介護の仕事のイメージアップを図るとともに、 就職相談を行う関係機関等との連携により介護人材確保に向けた支援策の周知を図る。

2.人材の確保・定着促進

♪ 介護サービスの安定的な提供の確保を図るため、介護職員の定着促進や離職防止に向けた取組を進める

【事業概要】

- (1)介護人材取得促進補助金 【拡充】良質の介護サービスの安定的な提供に向けて、介護福祉士国家試験を受験した職員に対する受験料の一部助成に加え、新たに主任 介護支援専門員(主任ケアマネ)に対する資格取得及び更新にかかる費用の一部助成を行う。
- ①主任ケアマネへの助成 【新規】
 平成30年度介護報酬改定で、居宅介護支援事業所における人材育成の取組を推進するため、<u>「主任ケアマネ」であることが管理者の要件</u>とされ、その際、一定の経過措置期間が設けられ、令和9年3月31日までは猶予されているところである。
 主任ケアマネの資格取得及び更新に係る費用の一部助成を行うことで、事業所の主任ケアマネ資格保有者の確保を支援するもの。
- ②介護福祉士資格取得促進補助金の対象者の見直し 次のとおり、対象者要件を拡大し、受験年度に市外事業所に勤務していた者、新年度に新卒で就職する者等も含める。

令和6年度取組内容

2.人材の確保・定着促進

【事業概要】

- (2) 潜在介護人材支援事業 【新規】 潜在的な(子育て世代、シニアなど)介護職員の発掘、研修、介護事業所への就職および定着促進に向けた取組を実施する。
 - ◆介護職員としての再就職に向けた研修の実施
 - ◆介護事業所とのマッチング ほか
- (3)介護の職場の生産性向上 【新規】
 - ①職員が安全で働きやすい職場をつくることを目的として、ノーリフティングケアの導入を進める

市の取組:セミナーの開催、事業所の選定、用具・機器の補助、講師の派遣、研修の開催

②介護事業所職員を対象にした事業所全体のボトムアップにつながる研修の実施